

特集

# SIMロック解除と格安スマホの最新動向

## —SIMカード、MVNOが何をもたらすのか—

**木暮 祐一** Kogure Yuichi 青森公立大学准教授、モバイル研究家  
80年代後半より日本の携帯電話業界をウォッチ。出版業界、モバイルコンテンツ業界を経て2009年より大学教員に転向。2013年より現職。著書に「メディア技術史—デジタル社会の系譜と行方」(2013年10月 共著 北樹出版)ほか。



### そもそもSIMカードとは何か



携帯電話やスマートフォン(以下、スマホ)には、小さなICカードが必ず挿入されています。これがSIMカードといわれるもので、通信事業者が発行し、この中に回線契約にかかわる加入者情報(電話番号等)が書き込まれています。

もともと携帯電話機やスマホなどの情報機器(以下、端末)と回線契約を分離させるしくみとして、90年代に欧州から導入が進み、その後世界へ広がって行ったものです。世界では、端末と通信事業者の提供する回線契約は分離されており、端末は家電品店等で一般の電化製品と同様に簡単に購入できます。そして回線契約済みのSIMカードを端末に挿入することで通信サービスが利用可能になります。ユーザーが端末を買い替える場合は、新しい端末にSIMカードを挿し直せば切り替え完了です。

もともとSIMカードはクレジットカードと同じサイズのカードでしたが、端末の小型化に伴ってSIMカードもそのサイズが小さくなっていき、現在では3種類のサイズが同時に運用されています。

わが国では2001年にスタートした第3世代携帯電話サービス(3G)からSIMカードの導入が義務化されたものの、端末と回線契約をセットにして販売するという商慣習が変わらなかったため、各通信事業者とも自社以外のSIMカードを挿入した場合、端末が動作しないようにする

「SIMロック」を端末に講じてきました。

一方で、わが国では端末と回線契約が一体的に提供されてきたことで、iモードを始めとするインターネット接続機能やおサイフケータイなど、世界に先駆けた優れた携帯電話サービスが提供されてきたという点も見逃してはいけません。しかし、スマホがラインアップの中心となった現在、スマホ上のサービスで通信事業者の独自性が出しづらくなってきました。こうした背景から、改めて端末と回線契約を分離することの意義が問われるようになってきたのです。

### SIMロック解除の議論とガイドライン



端末と回線契約を分離すべきという議論はもともと2007年に総務省から提起され、モバイルビジネス活性化プランとして通信事業者に要請されました。この要請の中に、当時問題になっていた販売奨励金の見直しのほか、SIMロック解除の要請、MVNO(後述)参入促進などが盛り込まれていました\*1。

しかしながら、この要請には強制力を持たせていなかったため、販売奨励金の見直しとともに販売のしくみは大きく変わり、いわゆる割賦販売が取り入れられ、また契約解除料が伴う販売方法主体に移行するなど、むしろ契約内容が

\*1 「モバイルビジネス活性化プランについて」総務省  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/shohi/pdf/071102\\_2\\_16-3.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/shohi/pdf/071102_2_16-3.pdf)

一段と複雑なものになってしまいました。

またSIMロック解除に関してはどの通信事業者も「メリットが見い出せない」という理由から、解除を受け入れないという状況が続いてきました。その後総務省では、モバイルビジネス活性化プラン導入後もSIMロック解除が進んでいない点を懸念し、2010年に「SIMロック解除に関するガイドライン」\*<sup>2</sup>を策定しました。その中で、「平成23年度以降新たに発売される端末のうち、対応可能なものからSIMロック解除を実施する」と決めました。しかし、SIMロック解除に対応したのはNTTドコモの主要機種とソフトバンクの一部機種にとどまり、特にわが国で最も販売台数の多いiPhoneは全通信事業者とも非対応のままという状況が続いてきました。

このため、2014年に再び総務省にて議論され、「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案がまとまり、同年12月に公表されました\*<sup>3</sup>。

改正案では「事業者は、原則として自らが販売した全ての端末についてSIMロック解除に応じるものとする」と明記。またその適用に関しては、「平成27年5月1日以降新たに発売される端末について適用する」としました(アンダーラインは筆者追記)。

2015年4月以前に発売済みの端末に関しては、5月以降に購入したとしても、従来のガイドラインが適用となり、SIMロック解除に関する対応が2015年5月以降に新たに発売された新機種とは異なることに注意してください。

新たなガイドラインでは、正当な理由なくSIMロックの解除に応じないことにより電気通信の健全な発達やユーザーの利益の確保に支障が生じる場合は電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象になることが明示されました。また、SIMロック解除の対象となる端末は汎用的に通話やデータ通信を行うための端末とし、

SIMロック解除の手続きは可能な場合はインターネット経由や電話による手続きを行うなど、迅速かつ容易な方法で無料で行うことが原則と定められました。実際の運用では、各通信事業者とも約6カ月の解除制限期間が設けられ、多くの場合、解除手数料はインターネットによる受付は無料、電話(NTTドコモのみ)や店頭での受付の場合は3,000円(税抜)が必要となるかたちとなりました。

## SIMロック解除に 何の意義があるのか



SIMロックが解除(SIMフリー化)されれば、そのスマホはどの通信事業者のSIMカードでも利用が可能になります。本来、総務省の意図としては、SIMフリー端末であれば、より条件の良い通信事業者にMNP(番号ポータビリティ)することで、消費者はより安価な通信サービスを利用できるようになるだろうという<sup>もくろみ</sup>目論見がありました。しかしながら、各通信事業者ともMNP利用による回線契約では新たにスマホを購入したほうが「お得」であるというような売り出し方をしており、SIMロックをわざわざ解除して他の通信事業者に乗り換えるという意義が薄らいでしまっています。

また、仮にSIMフリー化させた端末で他の通信事業者にMNPした場合、サービスのサポート体制に問題も出てきます。端末と回線契約を一体的にサポートしてきた各通信事業者でしたが、端末と回線契約が切り離されるので、ユーザー側で端末のトラブル(販売者の責任)なのかネットワークや回線契約上のトラブル(契約中の通信事業者の責任)なのかを判断して、しかるべき窓口で相談に乗ってもらう必要が出てきます。また、通信事業者によって使用している周波数帯域も異なるので、端末によっては乗換先の通信事業者のすべての周波数帯域を有効に使えず通信速度が遅くなったり、使う場所によって圏外になるといったケースも出てきます。

では、それ以外にSIMロック解除にメリット

\* 2 「SIMロック解除に関するガイドライン」総務省  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000072467.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000072467.pdf)

\* 3 「[SIMロック解除に関するガイドライン]の改正」総務省  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_02000275.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000275.html)

はないのでしょうか。スマホは年々高価になっています。そうしたなかでは中古のスマホもある程度の価値が残存しているため、買い替えなどで不要になった端末を中古端末として買取店などで売却するという新たな流れが出てきました。

このようなケースで端末を手放す際に、契約できる通信事業者が限定される「SIMロックされた端末」と、どの通信事業者でも利用可能な「SIMフリー端末」とでは商品価値が大きく異なります。特に、後述のMVNOを利用し安価にスマホを利用したいという新たなニーズに対応するためにも、端末がSIMロック解除に対応している意義は大きいといえるのです。

## MVNOと格安スマホ



「格安スマホ」というキーワードでようやく消費者に浸透し始めたのが、MVNO(=Mobile Virtual Network Operator、仮想移動体通信事業者)による通信サービスです。NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、ワイモバイルという既存の移動体通信事業者(MNO=Mobile Network Operator)は通信設備を自前で全国に建設・整備してサービスを行っていますが、このインフラを借り受け、独自のブランドで通信サービスを提供するのがMVNOです。

古くからMVNO事業を展開してきたのは「b-mobile」ブランドでデータ通信SIMカードなどを中心にサービス提供を行ってきた日本通信(株)です。その後、(株)インターネットイニシアティブやソネット(株)、ビッグロブ(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)などの企業が次々にMVNO事業に参入していきました。

一般の消費者に広くMVNOの存在が知られるきっかけになったのが、イオンによる、独自調達した格安スマホ端末とSIMカードのセット販売です。やはりわが国の消費者は端末と回線契約がセットになったサービスのほうが受け入れやすいことを証明したような出来事でした。その後もMVNOへの参入は相次ぎ、またスマホ端末を独自調達してSIMカードとセットで販

売するMVNOが増えています。

一方で、中古スマホの流通も年々増加傾向にあります。MVNOの格安な通信料のSIMカードと中古端末の組み合わせで十分という消費者も増えていきますし、家族が使っていたスマホ端末をお下がりでもらって、MVNOのSIMカードを挿入して安価に運用するケースもあるでしょう。こうしたケースで、SIMロック解除されたスマホが改めて価値を見い出されていくのです。

## 今後の課題と展望



2015年9月に、安倍首相が通信料値下げの方策検討を指示したことを受けて、総務省にて有識者会議が展開されてきました。先進諸国の中で、日本のスマホ通信料は「高くもなく安くもない」といった位置づけですが\*4、料金にオプションなどが含まれて複雑なことから、端末販売と回線契約が相変わらずセットで提供されていることによる、端末代金に相当する分を通信料金から差し引いて相殺する値引きなどが分かりづらい点などが議論の中心となりました。

この会議でまとまった報告書を受けて、高市早苗総務大臣はMNO各社に要請を行い、今後MNO各社ではライトユーザー向けのより月額維持費の安価な料金プランの検討や、MVNO参入の阻害要因ともなっていたスマホ端末代金「ゼロ円」販売の是正等が行われる予定です\*5。

仮にMNOが大きな料金引き下げに踏み出せば、MVNOの今後の事業にも大きな影響が出る懸念もあります。MVNOはいわば航空業界のLCCのような位置づけになりつつあり、そういう意味では困ったときに最寄りのショップに駆け込んで善処してくれるMNOの手厚いサービスを選ぶか、通信に関わる諸設定などを自己で行う必要があるなどの手間をかけてでも安価にサービスを利用できるMVNOを選ぶかが消費者に委ねられているといえます。

\* 4 「平成26年度 電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査 平成27年7月」総務省  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000370610.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000370610.pdf)

\* 5 2015年12月22日現在